

少子化への対応に向けた施策の推進について

【 内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省 】

提案・要望の内容

- 1 子育て家庭の負担を軽減するため、抜本的な制度を構築すること
 - ・ 税制度や社会保障制度などによる子育てにかかる経済的負担の軽減
 - ・ 医療保険制度における乳幼児医療に係る本人負担の軽減 [2割 1割]
 - ・ 特定不妊治療の医療保険適用
- 2 育児休業を取得しやすい職場づくりを推進するなど、中小企業における仕事と家庭が両立できる環境整備をすすめること
 - ・ 中小企業の事業主に対する意識啓発を推進すること
 - ・ 特に、従業員数が少ない小規模な中小企業に対する施策を充実すること
- 3 「地域の子どもは地域で育てる」気運の高揚など成果が出つつある安全で安心な子どもの居場所づくりについて、平成19年度以降の継続と拡充
 - ・ 地域の人材による伝統文化の継承と学習の理解を深める場の提供
 - ・ 自然体験などを通じた健全な食と生活を育む場の提供
- 4 子育てを社会全体で支援する国民的機運を醸成する観点から、広報・啓発を強化すること
- 5 地方単独乳幼児医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金等の減額調整を撤廃すること

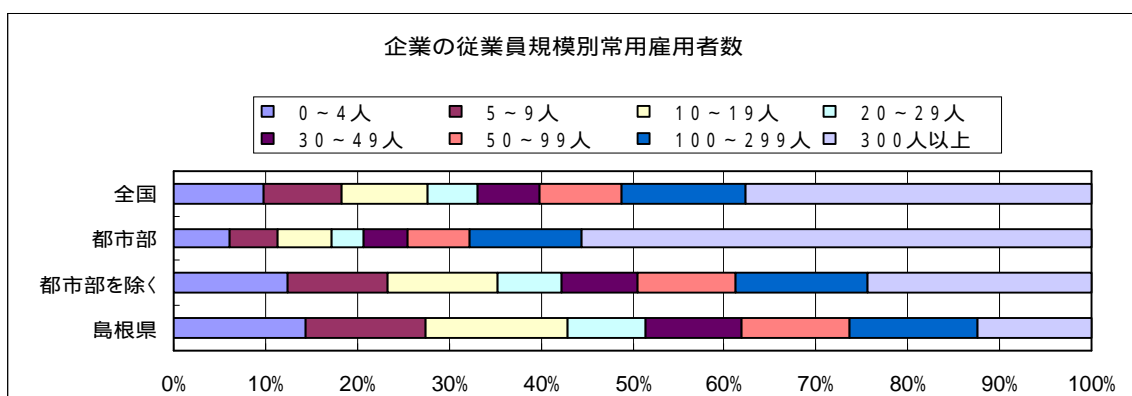
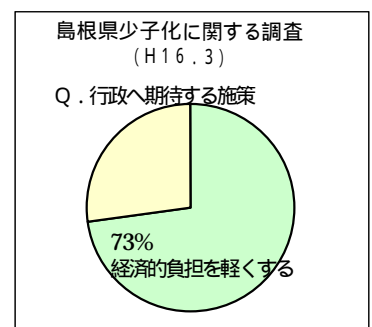
【 現状と課題 】

経済的負担の軽減

- ・ 子育てにおける経済的負担の軽減に非常に大きなニーズがあるが、少子化対策を進めるにあたって、まずは国の責務として、税制や社会保障制度における抜本的な仕組みづくりをすることが必要。
- ・ 「少子化に関する県民意識調査」等によると、乳幼児医療費の軽減に対するニーズが高い。平成20年度から本人負担軽減が小学校就学前まで拡大されるが、軽減率は十分な対応が行われていない。
- ・ 特定不妊治療(体外受精、顕微受精)の治療費は、体外受精が30万円/回、顕微受精が40万円/回で、年間に繰り返し治療する場合も多く、その軽減を図ることが急務である。

仕事と家庭の両立

大企業に比べて取り組みが遅れている中小企業においては、育児休業・育児時間等の制度が十分に利用されていない実態がある。中でも従業員数30人未満の小規模な企業の常用雇用者は、全国では3割であるが、都市部では2割、都市部を除く地方では4割、本県では過半数を超えており、規模の小さな企業の実態に即した施策を一層推進することが重要。



都市部: 東京、大阪、愛知

子どもの居場所

国と県事業をあわせ、平成 17 年度約 1 億 1 千万円の事業費で 98 カ所の居場所が開設されているが平成 18 年度で終了。居場所は、子どもたちの様々な体験や交流活動を行う場となり、子どもたちの豊かな心情が醸成される場であるが、新しい取組として、伝統的技術を伝え、家庭学習の習慣を身に付け、自然体験などを通じた健全な食と生活を育む場が求められている。

意識啓発

国においては、シンポジウムを中心とした広報啓発が行われているが、国民的な気運を醸成するためには、マスメディアを利用するなどして、一層の啓発強化が必要。

地方単独乳幼児医療費助成

地方単独乳幼児医療費助成を現物給付で実施している市町村に対する国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置は、少子化施策等における地方の努力と相反し、阻害する要因となっている。

【 本県の取り組み状況・方針 】

「子育て家庭の負担の軽減」については、昨年度も重点要望を実施。

従来から乳幼児医療費の助成を県単独で行っており、平成 17 年 10 月から本人負担 1 割の対象を小学校入学前まで拡充した。

平成 15 年度から第三子以降の保育料軽減、平成 17 年度から特定不妊治療費の助成を実施。

子どもの居場所の運営は、市町村及び住民参画主体の運営に繋がるよう、県としては指導者やボランティアの養成や「地域の子どもは地域のみんなで育てる」機運の醸成のため広報啓発に努める。

「子育てしやすい雇用環境整備事業」「しまね子育て応援賞の表彰」など職場づくりを支援・顕彰。

重点プロジェクト「子育て応援パスポート事業」や「子育て・子育てことは大賞」による気運醸成に取り組んでいる。

【 提案要望の効果 】

子育てにおける経済的負担の軽減

(社会保障費の増額、税・乳幼児医療費・特定不妊治療費負担の軽減)

育児休業の取得等、仕事と家庭が両立できる職場環境づくりの促進

子どもの居場所では、体験不足の子どもたちに伝統文化の継承や学びの習慣、自然体験などを通じて健全な食生活等の体験が提供でき、心の豊かさやたくましさを身に付けることができる

子どもの健やかな育ちや子育てを社会全体で支えていくことの重要性や、子育ては生きがいや喜びの一つであるという国民的な気運の醸成